

岩手県告示第872号

自動販売機設置に係る県有財産の貸付けの契約における一般競争入札参加者の資格に関する規程を次のように定める。

平成29年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

自動販売機設置に係る県有財産の貸付けの契約における一般競争入札参加者の資格に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、自動販売機設置に係る県有財産の貸付けの契約を締結する場合における一般競争入札の参加者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格の審査)

第2条 自動販売機設置に係る県有財産の貸付けの契約における一般競争入札に参加しようとする者は、知事が別に定める一般競争入札参加資格基準（以下「資格基準」という。）に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 県税、法人税若しくは申告所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税（以下「県税等」という。）を滞納している者
- (3) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者（第1号に掲げる者を除く。）

(申請書の提出)

第3条 資格審査を受けようとする者は、知事が別に定める期間内に自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。

- (1) 第5条の規定により作成した自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていた者から営業又は事業の全部又は一部を承継した者
- (2) 第7条第2号の規定により資格を失った後、新たに法令の規定による許可を受けた者
- (3) 第8条第1項に該当するものとして資格を取り消された場合において、当該取り消された資格に係る名簿の有効期間が満了した者
- (4) 前条第2項第2号の規定により、資格審査を受けることができなかった者で、県税等を納付した者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、知事がやむを得ない事情があると認める者

(資格基準等の公示)

第4条 知事は、資格基準を定めたとき、及び申請書の提出期間を定めたときは、これを公示するものとする。

(名簿の作成及び通知)

第5条 知事は、資格審査を行ったときは、資格基準に適合すると認める者（以下「資格者」という。）につき名簿を作成し、又はこれに追加し、その結果を申請書を提出した者に通知するものとする。

(名簿の有効期間)

第6条 名簿の有効期間は、3会計年度とする。ただし、3会計年度経過後翌3会計年度に係る名簿が作成されるまでの間は、前3会計年度の名簿をもってこれに代えるものとする。

(資格の喪失)

第7条 資格者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を失うものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当するとき。
- (2) 法令の規定により許可を必要とする場合において、当該許可の取消し等の処分を受けたとき。

(資格の取消し)

第8条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を取り消すことができる。

(1) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する場合

(2) 第2条第2項第3号に該当する者であることが判明した場合であって、極めて悪質であると知事が認めたとき。

2 知事は、前項の規定により資格者の資格を取り消したときは、直ちに当該資格者に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成29年12月12日から施行する。